

2009 年度第 1 回「ロシア政治・外交」自主講座 「日露平和条約締結交渉」

日露関係をめぐる問題とは、もっぱら日本の対露政策（とくに「北方領土」）の問題か？
「北方領土」問題は、日本における近現代日本史研究のいくつかある「タブー」のうちのひとつ。

1. 「北方領土」問題の起源

①ソ連軍による占領

②サンフランシスコ平和条約による放棄

③1956 年平和条約交渉で「2 島引き渡し」による平和条約の調印ならず

サンフランシスコ平和条約・1956 年の平和条約の不調（とくにダレスの恫喝）が冷戦の産物だとすれば、「北方領土」問題もまた冷戦の産物であり、遺産である

④その後、「北方領土」返還要求が日本の対ソ外交の重要政策となる

日本政府は、サンフランシスコ平和条約で放棄した国後（クナシリ）島、択捉（エトロフ）島、色丹（シコタン）島、歯舞（ハボマイ）群島を返還要求する根拠として、「サンフランシスコ平和条約で放棄した千島列島とはクリル諸島のことで、クリル諸島とは、これらの島々を含んでいない」という奇妙な主張を展開し、その主張の正当化のために過去の条約等を曲解して援用し始めた。同時に「北方領土」という呼称も、これらの島々が千島でないと主張している以上、「南千島」という呼称を使えないため、用い始めたと考えられる。

2. 日露国境交渉史

2.1. 1855 年日露通好条約（下田条約）第 2 条問題

交渉はオランダ語で行われ、条約正文もオランダ語である。副次的にロシア側の中国語通訳と日本側とのあいだで漢文による意志疎通が行われた。現在の日本政府は、この条約の第 2 条によって「北方領土」がクリル諸島でないことが立証されるとしているが、その説明は誤訳された日本語訳文に基づいており、オランダ語正文、露文、漢文からは、日本政府の解釈を引き出すことは困難である。木村汎氏、袴田茂樹氏らの日本政府の解釈を支持する主張も説得力は弱い。

第 2 条における脱字と誤訳

(a) 日本側漢文における脱字（カッコの部分）

嗣後魯西亜國與日本國之境、応在厄土呂布、蔚布兩島間、其厄土呂布全島属日本、蔚布全島及其(他)北方久利留諸島属魯西亜、至哈喇土嶋則日本與魯西亜不分疆域須如往規。

今より後日本国と魯西亜国との境、エトロブ島とウルップ島との間にあるへし、エトロブ全島は日本に属し、ウルップ全島及び其の(他の)北方のクリル諸島は魯西亜に属す、カラフト島に至りては日本国と魯西亜国との間において界を分かつ之迄仕来々之通たるへし。

(b) 誤訳

下線部を「ウルップ全島より北の方クリル諸島は」と誤訳

(c)誤訳された日本語訳をもとに、日本政府は「下田条約締結当時、日露双方とも、ウルップ島を含めてその北方の島々をクリル諸島と理解していた」と主張し、「サ条約で放棄したのは、下田条約でいうクリル諸島、すなわちウルップ島以北であり、エトロフ島、クナシリ島は放棄していない」と主張。しかし、オランダ語正文、脱字を補った漢文、露文を見ると、ウルップ島以北はクリル諸島の一部と解される。すなわち、クナシリ島、エトロフ島もクリル諸島である

2.2. 1975 年ペテルブルク条約（通称：千島樺太交換条約）第 2 款問題

日本政府は、ペテルブルク条約第 2 款により、クリル諸島がウルップ島およびそれ以北の 18 島であることは明らかであるとしている。しかし、これは榎本武揚の誤訳に基づく誤解であり、ウルップ島および以北の 18 島はクリル諸島の一部であることは明らかである。すなわち、日本語訳は、サハリンと「現今所領クリル群島即ち第 1 シュムシュ、第 2 アライド・・・第 18 ウルップ共計 18 島」とを交換という文になっており、「クリル群島=18 島」と読めるが、フランス語正文では、日本語の「現今所領」以下の部分は、*le groupe des îles dites Kouriles qu'Elle possède actuellement*（自らが現在所有するクリルという島々のグループ）となっており、そのあと *en sorte que désormais ledit groupe des Kouriles appartiendra à l'Empire du Japon*（この結果、クリル諸島の上記のグループは今後日本帝国に属する）とされており、クリル諸島のうち、これまでロシア領であった部分（グループ）を、日本領とするとの意味になる。シュムシュからウルップの 18 島だけがクリル諸島であるという日本政府の解釈はフランス語正文からは引き出せない。ロシア語訳もフランス語訳からの直訳であり、日本政府の解釈を支持しない。

2.3. 1951 年サンフランシスコ平和条約第 2 条 c 項

「日本国は、千島列島並びに日本国が 1905 年 9 月 5 日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに隣接する諸島に対する全ての権利、権原及び請求権を放棄する」

グロムイコ・ソ連外相

平和条約にサハリン、クリル諸島に対するソ連の主権の承認義務が規定されていないことをソ連の主権の侵害の企図、ヤルタ協定違反と非難

吉田演説

「千島列島及び南樺太の地域は日本が侵略によって奪取したものだとのソ連全権の主張は承服いたしかねます」

グロムイコは、「千島列島及び南樺太の地域は日本が侵略によって奪取したものだ」と主張していないので、これはソ連全権に対する反論の形を借りて、領土不拡大原則に違反した平和条約に対して、したがって米英を含む連合国に対して反論したものと考えられる

吉田は、この演説で、エトロフ、クナシリを、「南千島」と述べている

批准国会での西村熊雄条約局長の答弁（補論を参照）

「この条約に千島とあるのは、北千島及び南千島を含む意味である」も同様の趣旨。平和条約前後、日本では「北千島」および「南千島」（＝クナシリ、エトロフ）という言葉が公的にも広く使用されている

2.4. 1956 年日ソ平和条約締結交渉

当初、日本政府は、サンフランシスコ平和条約で千島を放棄している以上、戦前の行政区画でも、ソ連側の地図でも千島でないことが明らかな色丹島と歯舞群島の2島返還で平和条約を締結する方針で交渉に臨んだ。ところが、ソ連側が2島引き渡しを提案するという予想外の展開に驚いたダレス米国国務長官は日ソ平和条約調印の実現を阻止するため、この条件で条約に調印すれば米国は沖縄を返還しないだろうと日本政府を恫喝し、政府・外務省・与党内の親米派が中心となって4島返還要求に切り替えたため、交渉は挫折した。

3. 「北方領土」返還要求は国益にかなうのか

3.1. 国境画定＝領土返還へのいくつかのアプローチ

(a)大西洋憲章（ソ連も合意している）の領土不拡大の原則に基づけば、日本政府には、戦争の結果奪取したのではなく、樺太千島交換条約で平和的に日本領土となった千島列島全島に対する請求権があることになる。このアプローチの問題は、この立場からすると、必然的に、ソ連参戦を引き出すために米ソ間で取り交わされた密約、およびサンフランシスコ平和条約は、大西洋憲章に違反していると、サンフランシスコ平和条約の千島条項は無効だとしなければならないことになり、実質的に米国の戦中戦後の政策を批判する立場（反米的立場）となってしまふ。国際法的には論理的一貫性もあり合理的でもあるが、実際には、最も実現困難なアプローチである。

(b)下田条約の国境線にもどる。実質的に4島返還となる。日本政府の4島返還要求は、結局、この立場である。日本政府がいう、第2次世界大戦以前は「一度も外国の領土となったことはない」という主張、あるいは「固有の領土」論もこれを支持する。しかし、日露間の国際条約のうち、なぜ最も古い1855年のこの条約に立ち戻らなければならないのかを合理的に説明する根拠はない。「固有の領土」論は、とくに欧州では理解を得ることは困難であろう。日本は1872年（明治5年）から1879年にかけて、それまで独立国であった琉球王国を併合したのであり、その点で「固有の領土」でない領土を現在領有している。また北海道・千島・サハリン等は明らかに幕末から明治にかけての時期の植民地であって、1855年の下田条約によってこの領域が日本の領土として確定した（サハリンは「混住の地」）のであり、もともと日本の「固有の領土」であったというのは根拠がない。

(c)2島返還。大西洋憲章には反するが、サンフランシスコ平和条約との整合性はある。1956年の日ソ共同宣言のラインでもあるので、返還要求としては最も実現可能性が高い。これで解決すれば、ロシア側は国内向けに「非常にわずかな譲歩しかなかった」という説明が可能であり、日本側は「半分で妥協した」と島の数で五分五分だという説明が可能となるが、地図を見れば、色丹島と歯舞群島は、国後島、択捉島に比べ、問題にならないほど面積が小さく、「半分は返った」ということは詭弁でしかないことが明らかになる。この解決策では、あまりに島が小さいので、むしろ島以外のことで、日露がどのような利益を得たかが重要な問題となる。たとえば、日本が2島で妥協した代わりにロシアから大きな経済的利権を引き出せば（たとえば石油・天然ガスその他の地下資源の独占的採掘権の取得など）、日本の国益にとっては大きなプラスとなる。

(d)国境画定を含まない、もしくは先送りする平和条約（それをそう呼べるかという問題はあるが）を締結する。これでは、「領土問題」解決には何の意味もないように思えるが、1956年宣言が確認されれば、2島引き渡しは実行されると考えることが可能である。

(e) 平和条約を締結しない。

3.2. コメント

(a) のアプローチは日本共産党の主張であったが（現在でも堅持されているかは知らない）、これは不可能だけでなく、米ロを敵に回すことになる孤立主義的・冒険主義的な主張である。しかし、「北方領土」問題の本質がどこにあるかを明確に突いていることは確かである。実際、歴史的、国際法的に「北方領土」問題を詰めていくと、知らないうちにこの主張に加担することになってしまうおそれがある。

日本政府は、現在、(b) と (c) のアプローチのあいだで揺れ動いているように見える。(b) と (c) のあいだには「2 段階返還」、「2 島先行返還」、「3 島返還」などさまざまな中間的なヴァリエーションが可能である。ほとんどの日本の学者も、この (b) から (c) のあいだで主張を展開しているように思われる。

(d) のアプローチは、日中、日韓のあいだで選択されたものと考えることができる。

(e) のアプローチは消極的に思えるが、平和条約が締結できないことの結果であると考えれば、(a) あるいは (b) のアプローチ、とくに「4 島一括」という条件を付けた (b) のアプローチに固執すること、実質的には同じである。冷戦時代の日本政府のアプローチは、実は、結局、(e) のアプローチであったとも考えられる。

プーチン政権は (c) で揺さぶりをかけて、それでダメなら、当面 (e) のアプローチを展開してくるだろうと予想される。

3.3. 返還後の展望はあるのか

「北方領土」返還後、これらの地域は、知床半島以上の第 1 級の過疎地帯となろう。開発は経済的には不可能（ペイしない）。常識的には人口希薄な離島として放置される可能性が高い。多くの地域は自然環境（動植物・地質・火山その他の）研究者や一部の秘境愛好家以外は踏み入らない地域となろう。ロシア国民は本国に引き上げるか、日本での居住権・永住権あるいは日本国籍を取得して（彼らのために特別の法的地位が考えられるはずである）、これらの島ではなく、対岸の北海道の根室あるいは札幌、さらには東京などに出て就労することになり、北方 4 島にとどまる者は少ないであろう。

4. 結論

「北方領土」問題の起源とその後の展開を研究すると、この問題には米国が深く関わっていることが明らかとなる。したがって、この問題の解決は、現実には、米国の対日政策と対露政策の展開、さらにいえばアジア太平洋政策の展開、あるいは日露間の懸案の問題の解決によって日露関係が深化発展していくこと、あるいは少なくとも日本の反露感情が弱まっていくことを、米国が受け入れるかどうか、問題解決のカギを握っているように思われる。ペリーの黒船来航以来、日米露中は、このアジア太平洋地域で合従連衡と対立の歴史を繰り返してきたが、「北方領土」問題は、その歴史の重要なエピソードの一つであると考えられる。

かくして、「北方領土」問題は、実は、たんに日露 2 国間関係の問題にとどまらず、日米関係をも含む、日本外交全体の重要問題ということになる。それゆえにこそ、報告者は、「北方領土」問題の解決がきわめて困難であると考えるのである。この問題の解決を困難にしてきたのは、必ずしも、ソ連時代のソ連指導部の頑迷さや、相手を一方的に非難し続けることに意義を見いだしていた日本政府の冷戦思考だけではなかったのである。

補論：「サンフランシスコ平和条約」調印時における千島列島の範囲について

1951年9月8日に日本を含む49ヵ国が調印し、同年10月26日に日本の衆議院が、また同11月18日に参議院が、それぞれ承認し（批准手続きの完了）、1952年4月28日に発効した「対日平和条約」（いわゆる「サンフランシスコ平和条約」）の第2条(c)項は、「日本国は、千島列島並びに日本国が千九百五十九年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」と規定しています¹。

この「サンフランシスコ平和条約」第2条(c)項の「千島列島並びに…樺太の一部及びこれに近接する諸島」が具体的にどの島々であるのか、とくに千島列島がどの島を含むのかは、当然、この条約を批准する際、日本の国会で議論の対象となりました。

1951年10月19日、衆議院の平和条約及び日米安全保障条約特別委員会²において、高倉定助衆議院議員は、「過般のサンフランシスコの平和条約の第二條の（C）項によりますと、日本国は千島列島の主権の放棄を認められたのである。しかしその千島列島というものはきわめて漠然としておる。北緯二五・九度以南のいわゆる南西諸島の地域の條文におきましては、詳細に区分されておるのでありまするが、千島列島は大ざっぱではつきりしていないのであります。そこで平和条約の原文を検討する必要があります。條約の原文にはクリル・アイランド、いわゆるクリル群島と明記されておるように思いますが、このクリル・アイランドとは一体どこをさすのか」という質問をしています。

この質問に対して、「サンフランシスコ平和条約」調印に際しての日本全権でもあった吉田茂総理大臣は、西村熊雄政府委員（外務省条約局長）に答弁させています。西村熊雄は、「條約にある千島列島の範囲については、北千島と南千島の両者を含むと考えております。しかし南千島と北千島は、歴史的に見てまったくその立場が違うことは、すでに全権がサンフランシスコ会議の演説において明らかにされた通りでございます。あの見解を日本政府としてもまた今後とも堅持して行く方針であるということは、たびたびこの国会において総理から御答弁があつた通りであります。なお齒舞と色丹島が千島に含まれないことは、アメリカ外務当局も明言されました」と答弁させています。

これに対し、なおも高倉定助は、「このクリル群島と千島列島を同じように考えておられるような今のお話でありまするが、これは明治八年の樺太・クリル交換條約によつて決定されたものであつて、その交換條約によりますと、第一條に、樺太全島はロシア領土として、ラペルーズ海峡をもつて両国の境界とする。第二條には、クリル群島、すなわちウルツブ島から占守島に至る十八の島は日本領土に属す。カムチャツカ地方、ラバツカ岬と占守島との間なる海峡をもつて両国の境とする。以下省略しますが、こういうふうになつておる。この條約は全世界に認められた國際的の公文書でありますので、外務当局がこのクリル群島というものと、千島列島というものの翻訳をどういうふうを考えておられるか、もう少し詳しく御説明を願いたいと思います」と説明を求めています。

この高倉定助の2つ目の質問の趣旨は、明治8年、すなわち1875年の「ペテルブルク条約」（いわゆる「樺太・千島交換條約」）第二款において、「クリル群島即ち」として列挙した18島がクリル群島であり、これには択捉島と国後島は含まれていないので、「対日平和条約」で放棄した千島列島も、択捉島と国後島を含まない「ペテルブルク条約」の定めるクリル群島のことでないのか、つまり「対日平和条約」で

¹ いわゆる「北方領土」に関連する外交文書は、さしあたり、外務省『2007年版 われらの北方領土 資料編』
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/pub/pamph/pdfs/hoppo6_2007_02.pdf#08> [2009年5月11日アクセス] を参照してください。

² 国会議事録検索システム

<http://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk_dispdoc.cgi?SESSION=7733&SAVED_RID=1&PAGE=0&POS=0&TOTAL=0&SRV_ID=1&DOC_ID=10365&DPAGE=1&DTOTAL=14&DPOS=10&SORT_DIR=1&SORT_TYPE=0&MODE=1&DMY=8381> [2009年5月11日アクセス]

放棄した千島列島には択捉島と国後島を含んでいないのではないかと思います。

この説明要求に対しても、再度、西村熊雄は、「平和条約は一九五一年九月に調印いたされたものであります。従つてこの条約にいう千島がいずれの地域をさすかという判定は、現在に立つて判定すべきだと考えます。従つて先刻申し上げましたように、この条約に千島とあるのは、北千島及び南千島を含む意味であると解釈しております」と答弁しています。

そこで、西村熊雄の言う「現在に立つて判定」とすると、「対日平和条約」において「千島とあるのは、北千島及び南千島を含む意味である」ということになります。

そこで、「北千島及び南千島」というのが、具体的にどの島々を指すのかということですが、1951年当時、これは明確で、ペテルブルク条約でいう18島が北千島であり、少なくとも択捉島と国後島は南千島とされています。吉田茂が「対日平和条約」調印に際してサンフランシスコで演説したときにも、「南千島」という言葉を使っていますが、これも少なくとも択捉島と国後島を指して使っています。

したがって、このときの日本政府にとっての問題は、歯舞群島と色丹島が、その南千島に含まれるか否かであって、だからこそ、西村熊雄は、「なお歯舞と色丹島が千島に含まれないことは、アメリカ外務当局も明言されました」と言及しているのです。

それゆえ、日本政府は、今日でもなお、「対日平和条約」（いわゆる「サンフランシスコ平和条約」）が効力を持ち続ける限りにおいては、択捉島と国後島とに対する請求権を持たないと考えられます。

しかし、現在、日本政府は、択捉島と国後島、ならびに歯舞群島と色丹島とをすべて含めて「北方領土」と呼び、この「北方領土」の返還をロシアに求めています。